

監 査 報 告 書

平成26年3月18日

一般社団法人 日本内科学会
理事長 小池 和彦 殿

一般社団法人 日本内科学会
監 事 池田 修一 ㊟
監 事 上田 孝典 ㊟
監 事 菅野健太郎 ㊟

私たち監事は、平成25年2月1日から平成26年1月31日までの事業年度の理事の職務の執行について監査をいたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書を検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、当法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

〔第4議案〕

公益目的支出計画実施報告書

【平成25年度（平成25年2月1日から平成26年1月31日まで）の概要】

1. 公益目的財産額	1,827,501,424 円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額 ((1) + (2) - (3))	528,603,017 円
(1) 前事業年度末日の公益目的収支差額	0 円
(2) 当該事業年度の公益目的支出の額	1,108,402,134 円
(3) 当該事業年度の実施事業収入の額	579,799,117 円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	1,298,898,407 円
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由	
支出では、学会誌事業において印刷経費の見直しをした結果、郵送費と合わせて△7,000万、予定していた人員の未入社分経費△2,000万、支部事業費の予算（資金）では2年分を計上していたが損益予算では1年分を計上したことにより△1億円、全体の経費節減に努めた分△4,500万、一方で収入は学術講演会事業の参加者が増えたことにより5,000万円の増加となった。この結果公益目的収支差額は2億8千5百万の未達成となった。	

【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の 完了予定事業年度の末日	(1) 計画上の完了見込み	平成28年1月31日
	(2) (1)より早まる見込みの場合	平成 年 月 日

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	- 円	- 円	1,827,501,424 円	1,827,501,424 円	1,827,501,424 円
公益目的収支差額	- 円	- 円	814,095,000 円	528,603,017 円	814,095,000 円
公益目的支出の額	- 円	- 円	1,347,440,000 円	1,108,402,134 円	1,347,440,000 円
実施事業収入の額	- 円	- 円	533,345,000 円	579,799,117 円	533,345,000 円
公益目的財産残額	- 円	- 円	1,013,406,424 円	1,298,898,407 円	1,013,406,424 円

公益目的支出計画実施報告に関する監査報告書

平成26年3月18日

一般社団法人 日本内科学会
理事長 小池 和彦 殿

一般社団法人 日本内科学会
監 事 池田 修一 ⑩
監 事 上田 孝典 ⑩
監 事 菅野健太郎 ⑩

私たち監事は、平成25年2月1日から平成26年1月31日までの平成25年度の公益目的支出計画実施報告書について監査をいたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法によって、当該年度に係る公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

2. 監査意見

公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い、法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以上